

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 土石基準（第7条）

第3章 土石基準に適合しない土石を用いた盛土等の禁止等（第8条）

第4章 盛土等の届出等（第9条—第18条）

第5章 雑則（第19条—第23条）

第6章 罰則（第24条—第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、盛土等による環境の汚染の防止のため必要な規制を行うことにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 盛土等 盛土、埋立てその他の土地への土石の堆積をいう。
- (2) 土石 土砂（改良土及び再生土を含む。）若しくは岩石又はこれらの混合物をいう。
- (3) 改良土 土砂をセメント、石灰その他の物により安定処理した物をいう。
- (4) 再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物（建設工事により生じた汚泥その他規則で定めるものに限る。）の脱水、乾燥その他規則で定める処理により生じた物であつて土砂と同様の形状のものをいう。
- (5) 盛土等区域 盛土等を行う土地の区域をいう。
- (6) 土石を発生させる者 建設工事の発注者又は請負人であつてその建設工事により土石（改良土及び再生土を除く。第5条第1項において同じ。）を発生させるもの及び改良土又は再生土の製造者をいう。

（県の責務）

第3条 県は、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある盛土等（以下「不適正な盛土等」という。）が行われないう必要な施策の推進に努めなければならない。

2 県は、生活環境の保全を図る上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が不適正な盛土等に関する施策を実施しようとする場合には、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

（盛土等を行う者の責務）

第4条 盛土等を行う者は、その実施に当たっては、盛土等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 盛土等を行う者は、その実施に当たっては、生活環境の保全上必要な措置を講ずる責務を有する。

（土石を発生させる者の責務）

第5条 建設工事の発注者及び請負人は、その事業活動に伴って土石が発生する場合は、当該土石の量を抑制し、かつ、当該土石の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土石が不適正な盛土等に用いられるこ

とのないよう適正な処理に努めなければならない。

- 2 改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土が不適正な盛土等に用いられることのないよう適正な処理に努めなければならない。

(盛土等区域の土地の所有者の責務)

第6条 盛土等区域の土地の所有者は、その所有する土地において不適正な盛土等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

第2章 土石基準

第7条 盛土等に用いられる土石が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（以下「土石基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境上の条件に関する基準に準じて規則で定める。

第3章 土石基準に適合しない土石を用いた盛土等の禁止等

第8条 何人も、土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行ってはならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可、同法第9条第1項に規定する変更の許可若しくは同法第9条の3第1項の規定による届出に係る一般廃棄物の最終処分場において行う盛土等又は同法第15条第1項の許可若しくは同法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う盛土等
- (2) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の許可又は同法第23条第1項に規定する変更の許可に係る同法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う盛土等
- (3) 生活環境の保全上の支障を防止するための措置として知事が適切と認めるものを講じた上で行う盛土等

- 2 知事は、土石基準に適合しない土石を用いた盛土等（前項各号に掲げるものを除く。次項において同じ。）が行われているおそれがあると認めるときは、当該盛土等を行っている者に対し、直ちに当該盛土等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 3 知事は、土石基準に適合しない土石を用いた盛土等が行われたことを確認したときは、当該盛土等を行った者（当該盛土等を行った者に対して当該盛土等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該盛土等を行った者が当該盛土等を行うことを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、当該盛土等に用いられた土石（当該盛土等により土石基準に適合しないこととなった土石を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該盛土等による土壌の汚染を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、当該盛土等区域の周辺地域の住民に、土石基準に適合しない土石を用いた盛土等が行われたことその他の必要な情報を提供することができる。

第4章 盛土等の届出等

(盛土等の届出)

第9条 次に掲げる盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、盛土等の目的、盛土等区域の位置及び規模、盛土等に用いられる土石の量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する盛土等（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）
 - (2) 埋立て（建築物その他の工作物の解体又は撤去に伴うものを除く。）その他規則で定める盛土等
- 2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 盛土等区域及びその周辺の状況を示す図面
 - (2) 前項第2号の規定による届出にあつては、当該盛土等区域の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていることを証する書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 3 次に掲げる盛土等については、前2項の規定は、適用しない。
- (1) 盛土等区域の面積（一団の土地の区域内に複数の盛土等区域があるときにあつては、これらの区域の面積を合算した面積）が1,000平方メートル未満である盛土等
 - (2) 土地の造成その他の事業の区域において行う盛土等であつて当該区域において採取された土石のみを用いて行うもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める盛土等（周辺地域の住民への周知）

第10条 前条第1項第2号の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、盛土等区域の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該盛土等の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（変更の届出）

第11条 第9条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、当該事項の変更後の盛土等に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出には、第9条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

（盛土等の着手の届出）

第12条 第9条第1項第2号の規定による届出をした者は、当該届出に係る盛土等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（土石の搬入の報告）

第13条 第9条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る盛土等区域に土石を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土石が発生した場所及び当該土石が土石基準に適合することを確認しなければならない。

2 第9条第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を知事に報告しなければならない。

（水質の調査等）

第14条 第9条第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る盛土等区域外に排出される水の水質の調査及び当該届出に係る盛土等区域の土地の土壤の汚染の状況の調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれが少ないと認められる場合その他の当該水質の調査又は当該土壤の汚染の状況の調査を行う必要がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

2 第9条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る盛土等を完了し、廃止し、又は休止したときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る盛土等区域外に排出される水の水質の調査及び当該届出に係る盛土等区域の土地の土壤の汚染の状況の調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれが少ないと認められる場合その他の当該水質の調査又は当該土壤の汚染の状況の調査を行う必要がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

3 第9条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る盛土等区域外に排出される水の水質が規則で定める水質の基準（以下「水質基準」という。）に適合していないこと又は当該届出に係る土石が土石基準に適合していないこと（以下これらを「基準不適合」という。）を確認したときは、直ちに、当該盛土等を停止し、当該基準不適合を確認した旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該盛土等により生じ、又は生ずるおそれがある生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

（標識の掲示）

第15条 第9条第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る盛土等区域内の公衆の見やすい場所に、当該届出に係る盛土等が行われている間、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

（関係書類の閲覧等）

第16条 第9条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る盛土等が行われている間、当該届出に係る盛土等に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを盛土等を管理する事務所に備え置き、当該届出に係る盛土等に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 第9条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る盛土等について、次条の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。次項において同じ。）をした日から5年を経過する日まで、この条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。

3 知事は、第9条第1項の規定による届出があったときは、同項の規定による届出があった日から次条の規定による届出があった日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなければならない。

（盛土等の完了等の届出）

第17条 第9条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る盛土等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した盛土等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該届出に係る盛土等を休止した場合であって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。

(命令)

第18条 知事は、第9条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第11条第1項の規定による届出に係る事項の内容に違反して、盛土等を行った者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該盛土等の停止を命ずることができる。

2 知事は、第9条第1項の規定による届出に係る盛土等区域外に排出された水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該届出をした者に対し、その原因の調査その他当該届出に係る盛土等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該届出に係る盛土等の停止を命ずることができる。

第5章 雑則

(報告の徴収及び立入等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、盛土等を行う者、土石を発生させる者、盛土等についてあっせんを行う者、盛土等に用いられる土石を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は盛土等区域の土地の所有者に対し、土石の発生、製造又は保管、盛土等その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、盛土等を行う者、土石を発生させる者、盛土等についてあっせんを行う者、盛土等に用いられる土石を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は盛土等区域の土地の所有者の事務所、事業場、盛土等区域その他その業務を行う場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において土石若しくは排水を無償で収去させることができる。

3 前項の規定により立入検査、質問及び収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第20条 知事は、第18条の規定による命令をしたときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章第3節の規定の例により、当該公表に係る者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

(関係行政機関等への照会等)

第21条 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(市町の条例との調整)

第22条 盛土等区域及びその周辺地域の生活環境の保全に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町であって規則で定めるところにより指定する

ものの区域については、この条例の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第24条 第8条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第25条 第18条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項又は第11条第1項の規定に違反して、これらの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして盛土等を行った者
- (2) 第13条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第14条第1項又は第2項の規定に違反して、これらの規定の水質の調査若しくは土壌の汚染の状況の調査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (4) 第14条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第15条の規定に違反して、同条の標識を掲示しなかった者
- (6) 第19条第1項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をした者
- (7) 第19条第2項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第27条 第16条第2項の規定に違反して、同項の書類の写しを保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第11条第1項の規定による同意の取得、第12条第1項の規定による説明会の開催及び同条第2項の規定による意見書の提出は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に盛土等を行っている者（当該盛土等を行うのに必要な法令又は条例の規定による許可等の処分を受けず、又は届出等の行為をしないで盛土等を行っている者及び次項の適用を受ける盛土等を行っている者を除く。）については、この条例の施行の日から起算して9月を経過する日までの間は、第9条の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 4 この条例の施行の際現にされている法令又は条例の規定による許可等の処分又は届出等の行為であって

規則で定めるもの（以下「許可等」という。）に係る盛土等については、当該許可等の内容（規則で定める変更の内容を含む。）の範囲内で行われる限りにおいて、当該許可等に係る期間が満了する日までの間は、第4章の規定は、適用しない。

- 5 この条例の施行前に盛土等を行うのに必要な法令若しくは条例の規定による許可等の処分を受けず、若しくは届出等の行為をしないで行われた盛土等（以下「無許可盛土等」という。）（当該無許可盛土等が行われた土地の区域の面積が1,000平方メートル未満であり、かつ、当該無許可盛土等に用いられた土砂等の量が1,000立方メートル未満であるものを除く。）が存する土地の区域（以下「無許可盛土等区域」という。）において盛土等を行おうとする場合又は無許可盛土等区域に隣接し、かつ、これと一体である土地の区域において盛土等を行おうとする場合においては、無許可盛土等区域及び盛土等区域を盛土等区域と、無許可盛土等に用いられた土砂等の量と盛土等に用いられる土砂等の量とを合算した量を盛土等に用いられる土砂等の量とみなして、第9条第1号の規定を適用する。

（静岡県土採取等規制条例の一部改正）

- 6 静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この条例において「土の採取等」とは、<u>次に掲げる行為をいう。</u> <u>(1) 切土、床掘その他の土地の掘さくをする行為</u> <u>(2) 埋土又は盛土をする行為</u> （適用除外等） 第14条 （略） 2 前項に定めるもののほか、市町が、当該市町の区域内における土の採取等<u>（第2条第2号の行為及び当該行為を行う場所を含む一団の土地の区域において当該行為と一連の行為として行われる同条第1号の行為に限る。以下この項において同じ。）</u>について、この条例の規定による土の採取等の規制に比べ、その規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化する条例を施行した場合には、当該条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後当該条例の規定の適用を受ける土の採取等については、この条例の規定は、適用しない。	（定義） 第2条 この条例において「土の採取等」とは、<u>切土、床掘その他の土地の掘削をする行為をいう。</u> （適用除外等） 第14条 （略） 2 前項に定めるもののほか、市町が、当該市町の区域内における土の採取等について、この条例の規定による土の採取等の規制に比べ、その規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化する条例を施行した場合には、当該条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後当該条例の規定の適用を受ける土の採取等については、この条例の規定は、適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県土採取等規制条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の際現にされている前項の規定による改正前の静岡県土採取等規制条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2号に掲げる行為については、この条例第4章の規定の適用を受けることとなるまでの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前にした改正前の条例第2条第2号に掲げる行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした同号に掲げる行為に関する静岡県土採取等規制条例第9条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行前にした行為及び附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第1項第2号の規定による届出及び新条例第10条の措置は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、これらの規定の例により行うことができる。この場合において、新条例第9条第1項第2号の規定の例によりされた届出は、施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の静岡県盛土等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条の許可を受けて行われている旧条例第2条第1号に規定する盛土等（以下「盛土等」という。）についての旧条例第11条、第12条、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第23条から第31条まで及び第35条から第37条までの規定の適用については、当該許可に係る盛土等を完了し、又は廃止するまでの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第9条の許可を受けている者は、施行日において新条例第9条第1項の規定による届出をした者とみなして、新条例第13条及び第14条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。
- 5 この条例の施行の際現にされている旧条例第9条の許可の申請は、施行日に新条例第9条第1項の規定によりされた届出とみなす。
- 6 この条例の施行前に旧条例第9条又は第15条第1項の規定に違反して、旧条例第9条の許可又は旧条例第15条第1項に規定する変更許可を受けないで行った盛土等についての旧条例第27条第2項及び第35条から第37条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前にされた旧条例第8条第2項若しくは第3項、第27条、第28条第1項、第30条第2項又は第31条第2項の規定による命令及び旧条例第30条第1項又は第31条第1項の規定による勧告については、なお従前の例による。

- 8 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下「刑法施行日」という。）の前日までの間における新条例第24条及び第25条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。
- 9 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為（旧条例第18条及び第25条第1項の規定に違反する行為並びに旧条例第26条第1項の承認を受けずに盛土等を行う行為に該当するものを除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。